マイナンバーいよいよ動く

税と社会保障の共通番号(マイナンバー)が10月からいよいよ動き出す。国民向けに12桁の番号の通知が始まり、企業の対応も本番を迎える。制度の理解は十分に進んでいないが、今から備えればまだ間に合う。

企業はどうすれば

番号通知、準備大詰め

企業はマイナンバーそのものを使う「利用事務」ではなく、利用事務に付随した「関係事務」を担うことになる。例えば、アルバイトも含む従業員の源泉徴収票や給与支払い報告書、健康保険の資格取得届などに番号を記載する作業だ。

民間企業がやるべきことは、マイナンバーを安全に管理するための体制を整えることがほぼ全てと言っても過言ではない。具体的にすべきことは、特定個人情報保護委員会が昨年12月に公表した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」にいる。

まず体制を整備する前提として必要になるのが「基本方針」と「取扱規程」の作成。基本方針は法律を守って適切に番号を取り扱うことを約束する宣言文のようなものだ。取扱規程は従業員のマイナンバーの取得・利用・保管・削除などの方法を明確にするための社内文書だ。

その後、マイナンバーを扱うことができる取り扱い担当者を指名する。マイナンバーを見ることができる業務端末も限定し、その端末にアクセス権限をかけなければならない。ガイドラインは、端末をワイヤで机に固定したり端末の周囲をパーティションなどで囲ったりする物理的な対応も求めている。

こうした義務に違反して情報漏洩が起きた場合、特定個人情報保護委員会から立ち入り調査や勧告、是正命令を受ける可能性があるので注意すべきだろう。

もう一つ、企業が注意しなければならないことがある。既存の従業員情報のデータベースとマイナンバーのひもづけだ。

マイナンバー法は従業員の個人情報データベースにマイナンバーをひもづけしたものを「特定個人情報ファイル」と定義している。

特定個人情報ファイルの取り扱いには厳しい制限がかけられ、源泉徴収など「関係事務」以外でファイルを使うことは原則として禁じられている。例えば、社員の資質や業績評価などでファイルを使えば違反になってしまう。

グループ会社間での共有も要注意だ。親子会社が共同で一つのファイルを使うことは、実はマイナンバー法では認められていない。

つまり、マイナンバーをひもづけた従業員情報をグループ会社間で使い回すことはできないということだ。ある社員が本社から子会社に出向になった時に、その社員の個人情報とマイナンバーをセットにして子会社に提供することも違反になる。

どうしても子会社に情報を移したい場合は、社員自身が本社から子会社に情報ファイルを、作ってしまうことを避けるため、マイナンバーの管理を社外のサーバー運営会社に委託するケースが「多くなることが見込まれる」(特定個人情報保護委員会)。

マイナンバーの管理を外部に任せることは、マイナンバー法では「委託」に当たる行為。委託先の企業は、委託元の企業から、委託先の業者を監督する義務を負う。

預ける先がクラウド事業者の場合は委託業務が生じないこともある。基本的にクラウド事業者は、サーバーの空きスペースを貸すだけで、データの内容を把握することはない。

特定個人情報保護委員会は、クラウド事業者側が、番号をただ保管するだけで、「切ッチ」ない」と事前に約束し、アクセス制限をかけているような場合は委託には当たらないとの考え方を示している。

ここ数年、会計や経理でクラウドサービスを活用するベンチャーや中小企業は増えている。マイナンバーも管理の行き届いたクラウドに預けて負担を軽くすることも「ベンチャーや中小にとって有力な選択肢の一つになる」(ベンチャー専門の税理士)といえる。

利用には厳しい制限

既存の従業員情報とひもづけ

企業に求められる対応

- 責任者の指名
- 担当者の権限と役割の明確化
- 漏洩時の報告連絡体制の整備 など
- 取り扱い担当者に対する監督
- 取り扱い担当者に対する教育 など
- マイナンバーの管理区域の設定
- 端末などの盗難防止措置
- USBメモリなどの使用制限 など
- マイナンバーを扱うシステムへのアクセス制限
- 人の識別と認証
- ハッキング防止 など

個人はどうすれば

「通知カード」と「個人番号カード」

2段階の手続き必要

マイナンバー制度には2種類のカードがある

1. 2015年10月～「通知カード」の配布
   - 番号、住所、氏名など記載
   - 10月5日時点の住民票の住所に郵送→現住所と異なると受け取れず
   - 同封の申請書で発行申請
   - QRコードをスマホで読み取りウェブ申請も可
2. 16年1月～「個人番号カード」の配布
   - 顔写真も入る。ICチップも搭載
   - 原則、市区町村の窓口で発行
   - 通知カード、交付通知書、本人確認書類が必要

写真は総務省提供

身分証明書として使うことができる。当面、無料で交付される。

有効期限は20歳以上は10年、20歳未満は5年。個人番号カードを受け取るかどうかは個人の自由だが、児童手当の申請など行政手続きの際にそろえる必要があった所得証明書や住民票などの添付書類が不要になったり、一部自治体ではコンビニで住民票を取得したりできるようになる。

それぞれのカードを受け取るにはいくつか注意が必要。

通知カードは10月5日時点で住民票に記載されている住所に郵送されるため、引っ越し後に住民票を更新していない人は自宅で受け取ることができない。住民票のある市区町村の窓口に取りに行くか、居住地の市区町村で再発行の手続きをする必要がある。総務省は住民票の異動を呼びかけている。

個人番号カードを受け取るまでに紛失した場合は市区町村の窓口に申請すれば再発行を受けられる。

個人番号カードの発行を希望する場合は、通知カードと一緒に送られる申請書での申請が必要だ。申請書は必要事項を記入して顔写真を貼り、同封の返信用封筒で郵送する。申請書にあるQRコードをスマートフォンで読み取ればウェブ上での申請もできる。

申請すると、16年1月以降に、発行の準備ができたことを知らせる通知書が市区町村から届く。通知書と通知カード、本人確認書類を持って市区町村の窓口に行けば取得できる。窓口では暗証番号も設定する。住民基本台帳カードを持っている人はこのときに返却することになる。

寝たきりなどで窓口まで出かけられない人は代理人が受け取ることもできる。代理人を取得してから紛失した場合は再発行も受けられるが、手数料も必要になる。

会社員やアルバイトとして働く人は勤め先の企業から番号の提供を求められることになる。企業は源泉徴収票や支払調書に従業員の番号を記入する必要がある。ただ、今年10月に番号が通知されれば企業は従業員の番号を集めることができる。

個人番号カードの発行は、企業が従業員の分をまとめて申請することもできる。市区町村の職員が現場に出向いて本人確認をするなどすればカードを受け取ることができる。

法人にもマイナンバー

行政や企業を効率化

マイナンバーの陰に隠れがちだが、企業にも10月から桁の番号が振られることになる。これまでも、政府は企業などの法人に番号をつけていたが、省庁など行政機関ごとにバラバラの番号だった。これを統一して、行政の効率化を図ろうというのが「企業版マイナンバー(法人番号)」の最大の目的だ。

法人番号の対象は企業のように設立登記された法人や国の機関・地方自治体、税務署に何らかの申告書を出している者の他の団体など。番号の通知番号は10月22日に国の機関や東京23区内の企業などに発送される。11月25日までに複数回に分けて送られる。

個人が対象のマイナンバーとの最大の違いは、どの法人にどの番号がつけられているかという事実は公開され、誰でも自由に番号を使える点だ。ネット上で検索することもできる。

政府が開設予定の「法人番号サイト」で検索すると、番号に対する法人名(商号)や本店所在地③法人番号の3つの基本情報を閲覧することができる。公表は9月26日から始まる。

行政手続きでの活用は来年2016年1月に税の分野から始まる。例えば法人税の申告なら、16年1月以降スタートする事業年度から適用される。民間企業でも法人番号は活用の余地がありそうだ。取引先情報では、社内の部署ごとにバラバラに持っていた企業の情報が法人番号で紐づけされることになる。例えば入札参加資格や許認可の取得状況などの状況確認が簡単になり、行政事務が効率化されると期待されている。

民間企業でも法人番号は活用できる。例えば、社内の協力を得ながら、取引先情報を効率的に管理できるようになる。民間のサービスとどのように相乗効果を生むのかも今後の課題になる。

法人番号で取引先情報の管理がしやすくなる

法人番号で簡単に名寄せして、取引情報の一括管理がしやすい

部署1
取引先:◎◎商事○○部
所在地:千代田区大手町～～
管理コード:A1234

部署2
取引先:(株)◎◎商事
所在地:東京都千代田区大手町～～
管理コード:B5678

部署3
取引先:◎◎商事△△支社
所在地:名古屋市中区～～
管理コード:C8901

経営層の関心、盛り上がらず

中小企業、対応に遅れ

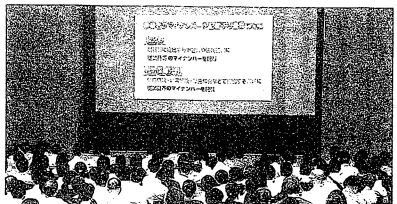

たくさんの人が参加した大阪府の事業者向けマイナンバー制度の説明会(8月、大阪市住之江区)

「取から商談や導入が本格化する」(8月)が対策の天王山になる。マイナンバー制度の開始に合わせ、大手に続き中堅・中小企業の対策が二の夏まで一進む。

ただ対策が当初ガ遅いとの見方が当初ガ遅いとの見方が当初ガ遅いとの見方